

これまでの地方創生特区の動き

～準備段階から実施段階へ～

9月7日

第1回

仙北市国家戦略特別区域会議

初めての区域会議が田沢湖庁舎で開催されました。石破大臣はテレビ会議で参加し、平内閣府副大臣（当時）、佐々木基内閣府地方創生推進室長などが出席しました。

会議では、特区の名称を「**仙北市地方創生・近未来特区**」と決定し、民間から提案をされた2つの事業計画、①国有林野の貸付面積拡大（5haから10haまで）の特例を活用し、有限会社グランピアが林間農園や生ハム生産のための家畜放牧などに取り組む事業、②農業生産法人の設立に係る要件緩和を活用し、株式会社メディカルファーム仙北が農業生産法人となりハーブの生産と商品開発に取り組む事業が承認され、9月9日に内閣総理大臣の認定を受けています。

10月14日

第2回

仙北市国家戦略特別区域会議

2回目の区域会議が中央合同庁舎（都内）で開催され、会議では1次産業の労働力を確保するため、シルバー人材センター連合会が行う1次産業への派遣事業について、週最大20時間までの労働時間の制限を40時間まで拡大する規制緩和を活用した事業が承認され、10月20日に内閣総理大臣の認定を受けています。

12月16日

小学生を対象としたドローンによるロボットプログラミング講座

アクセンチュア株式会社の主催による「ドローンによるロボットプログラミング講座」が角館交流センターで開催され、市内外小学校の5年生11人が参加し、ドローンの活用方法について学習しました。また、簡単なプログラミングを行い、実際にドローンを飛ばしました。

平成 28 年

1月29日

ドローンを用いたロボットプログラミング学習研究推進校の指定

西明寺小学校がドローンを用いたロボットプログラミング学習研究推進校に指定され、指定証交付式が開催されました。拠点校として指定された西明寺小学校では、来年度からタブレット端末で制御するドローンを使い、離着陸等の飛行プログラムの作成や実生活での活用方法を学ぶ授業が実施される予定です。



熊谷教育長のあいさつ



田沢湖ラジコンFC会員のドローン

2月4日

第3回

仙北市国家戦略特別区域会議

3回目の区域会議が中央合同庁舎（都内）で開催され、会議では、①農業生産法人の設立に係る要件緩和を活用し、株式会社田沢湖自然ファームが農業生産法人となり生ハムづくりに取り組む事業、②電波法の特典実験試験局制度の特例を活用し、FPV Robotics株式会社がドローン競技会を開催する事業の2事業が承認され、2月5日に内閣総理大臣の認定を受けています。

今後の展望

- ・規制緩和を利用する事業者が5事業者となり、いよいよ本格的な活動に入ります。
- ・ドローンなどの近未来技術の実証が間もなく実施される予定です。

市は、産業の活性化と雇用創出のために全力で事業者を支援します。
また、皆さまからの産業振興に役立つ規制改革のアイデアも募集しています。



— 仙北市地方創生・近未来特区 —

これまでの地方創生特区の動き

～準備段階から実施段階へ～

昨年3月以降、現在までの特区に関連する出来事をご紹介します。

問 仙北市定住対策推進室 ☎ 43-3315

平成 27 年

7月5日

石破地方創生担当大臣の視察

石破茂地方創生担当大臣が本市を訪れ、特区提案に関連する玉川温泉や生ハム工房、そして田沢湖や消防訓練大会を視察しました。



玉川温泉岩盤浴地



生ハム工房での会議



田沢湖



仙北市消防訓練大会

7月19日

近未来技術実証特区検討会

平将明内閣府副大臣（当時）と小泉進次郎内閣府大臣政務官（当時）がたざわ湖スキー場を訪れ、内閣府による近未来技術実証特区検討会が開催されました。また、ドローン開発の第一人者である野波健蔵氏も出席し「ドローンの自律飛行のデモンストレーション」を実施しました。ゲレンデの斜面に沿って往復2kmのデモ飛行を行い、濃霧で視界が悪い状況の中、正確な飛行ができることが実証されました。



自律飛行をモニターで確認



自律制御システム研究所のドローン

7月19日

地方創生シンポジウム

角館交流センターに岸博幸氏（慶應義塾大学教授）、俳優の中尾彬・池波志乃ご夫妻をお迎えし、特区指定による地方創生の可能性等について、講演とパネルディスカッションを開催し、250人を超える多くの皆さんにお越しいただきました。



岸博幸氏による基調講演



パネルディスカッション

8月28日

国家戦略特区、国家戦略特別区域及び区域方針の決定

国家戦略特別区域を定める政令により、正式に仙北市が国家戦略特区（地方創生特区）に指定されました。また「国家戦略特別区域及び区域方針」が以下のように定められました。

特区の目標

市域の6割を占める国有林野について、その豊富な土地・資源を最大限有効に活用するため、内外の林業者や放牧等の食関連事業者への民間貸付・使用の拡大を促進するとともに、無人自動飛行（ドローン）の実証などにより、最先端の地方創生のモデルケースを発信する。また、地域での国際交流の促進や臨床修練制度による外国人医師の受入環境を整備し、農林・医療などの総合的な交流拠点を形成する。

ご存知ですか？

職場等の健康保険に加入後は国民健康保険被保険者証は使用できません

就職や扶養認定などで職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険被保険者証を使用して医療機関等を受診できません(職場の健康保険証がまだ手元に届いていない場合でも使用できません)。

速やかに市役所各庁舎・出張所の国民健康保険担当窓口で国民健康保険を脱退する手続きを行ってください。

医療機関等を受診する際は、必ず「職場の健康保険に加入する手続きを行っている」旨を伝え、新しい健康保険証の交付を受けたら、速やかに受診した医療機関・調剤薬局へ連絡または持参してください。

職場の健康保険に加入後も国民健康保険被保険者証を使用して医療機関等を受診している場合は、かかった医療費(仙北市が負担した分)を返納していただくことになります。

国民健康保険加入者が進学により転出される場合は手続きが必要です

国民健康保険被保険者証は住所がある市町村で発行するため、市役所で転出の手続きをすると仙北市国民健康保険を脱退することになります。ただし、仙北市国民健康保険に加入している方が進学のため転出される場合は、世帯主(保護者)の申請により仙北市から保険証を発行できます。お近くの市役所各庁舎・出張所の国民健康保険担当窓口にて手続きをお願いします。

また、前年も同様の手続きをしていただ方には、関係書類を世帯主あてに送付していますので、更新または非該当の手続きをしていただくようお願いいたします。

●問合せ/市民生活課国保年金係
(角館庁舎) ☎(43)3316

《手続きに必要なもの》

- ▶ 学生本人の国民健康保険被保険者証
- ▶ 学生証の写しまたは在学証明書
- ▶ 世帯主の印鑑

※今年の4月から進学される方も転出の手続き時に申請できますが、4月以降に在学証明書を必ずお近くの市役所各庁舎・出張所の国民健康保険担当窓口にお届けください。

退職後の国民年金の加入手続き

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続きが必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫・妻)についても、同様に国民年金の手続きが必要となりますのでご注意ください。

国民年金の第1号被保険者となる場合

60歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険に加入する人やその被扶養配偶者以外の人)となる場合には、国民年金の第1号被保険者になります。この場合には、住所地の市区役所または町村役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続きが必要です。この手続きには、年金手帳または基礎年金番号通知書、離職証明などの退職日のわかるものを添付して「国民年金第1号被保険者取得届」を提出します。

国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険に加入している被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養されている20歳以上60歳未満の配

偶者は国民年金の第3号被保険者となります。この場合には、配偶者の勤務先経由で年金事務所に届出書を提出します。

国民年金の任意加入被保険者となる場合

60歳以上65歳未満で老齢給付の受給期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。また、65歳以上70歳未満で老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも任意加入被保険者(特別任意加入被保険者)となることができます。

任意加入の手続きは、住所地の市区役所または町村役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して本人が手続きを行います。任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の特別任意加入被保険者は付加保険料の納付はできません。なお、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

●問合せ/市民生活課国保年金係(角館庁舎)
☎(43)3316
▼大曲年金事務所 ☎0187(63)2296

市が提案して実現した特区における規制緩和等

外国人医師の臨床修練施設が大学病院等に限定されているため、本市には対象となる施設がなく招へいすることができない。



指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」でも受入れ可能とする。

国有林の民間事業者の活用は、伐採、造林ならびに林道の開設および改良などの作業委託が主で、貸付面積も上限が5haとなっている。



- ①貸付面積の上限を10haに拡大する。
- ②民有林と国有林を一体的に活用する対象者に、地域住民のほか一体的に活用して経営を効率化しようとする者も追加する。

活用した規制緩和

○国有林野の管理経営に関する法律の特例

活用事業者 (南)グランビア (東京都) : H28.4 実施予定

【現行法】

- 林業用を含めた非公共用での貸付・使用について
- ①対象面積は5ha以内。
- ②所在地域の住民が林業等に供する場合に限定。

【特例】

- ①対象面積の上限を10haに拡大。
- ②対象者を地域住民に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を対象。

○農業生産法人の設立に係る要件緩和

活用事業者 (株)メディカルファーム仙北 (仙北市) : H27.9 活動中
(株)田沢湖自然ファーム (仙北市) : H28.2 実施予定

※この特例は平成28年4月1日から特区に関わらず全国で適用されます。

- ①役員の過半が農業の常時従事者であること。
- ②さらに過半が農作業に従事。

- ①は同じ。
- ②役員の1人以上が農作業に従事。

○シルバー人材センター会員の派遣労働時間の緩和

活用事業者 公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会 (秋田市) : H27.10 実施中

※仙北市では1次産業の労働力を確保する派遣内容であれば、特例が適用されます。

派遣労働時間の上限が週20時間。

派遣労働時間の上限が週40時間に拡大。

○電波法における特定実験試験局制度の特例

活用事業者 FPV Robotics (株) (東京都) : H28.7 実施予定

- ①ドローンの実証試験など特定の電波を使用する際には、免許申請前に実験で使用する周波数や使用可能な地域等の調整に関して、各関係機関と段階的に調整を行う必要があり、内容に係る総務大臣の公示まで一定の時間を要する。
- ②免許申請書類も申請後に確認を行うため、申請から発給まで1~2週間の時間を要する。

- ①区域会議で関係者の調整を効率的に実施し、区域会議の確認後、内容に関して速やかに総務大臣の公示を行う。
- ②調整段階から申請書類の「特別事前確認」を平行して実施することで、申請から原則「即日」で免許発給が可能となる。

既に提案している規制緩和提案と今後予定している提案内容

- ・農家民宿等の団体が行う旅行企画、契約、代金回収などへの旅行業法の適応除外
- ・農業生産法人の農家以外の出資要件2分の1以内の撤廃
- ・温泉療養への保険適用
- ・温泉利用型健康増進施設の認定基準の大幅緩和
- ・高齢者や外国人観光客等の利便性向上のための道路運送法の規制緩和
- ・外国人就労に関する規制緩和
- ・化粧品の効能表示に関する規制緩和

